

新宿区自転車等駐輪対策協議会（第3回）

平成24年11月5日（月）

区役所本庁舎第2委員会室

【山川会長】 それでは、平成24年度第3回新宿区自転車等駐輪対策協議会を始めます。事務局から本日の出席状況など、ご報告、ご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

鈴木委員、内田委員、塚本委員より欠席の届けをいただいております。また、現在、1名の委員がお見えになっておりません。このため、本日は18名中14名の出席により協議会は成立しております。

本協議会は、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例施行規則第38条第4項の規定により、公開を原則としています。本日は傍聴を希望される方がお見えになっております。事務局といたしましては、本日の審議内容から、公開しても支障がないと思われるため、公開とさせていただきたく皆様のご了承をお願いいたします。

なお、皆様の発言につきましては、自転車等駐輪対策協議会議事録として区のホームページ上にて公開されます。その点につきましてもあらかじめご了承のほどお願いいたします。

【山川会長】 ということです。それでは、本日は、お手元の議事次第のように審議事項がありますし、前回積み残したことも含めて、事務局から順次ご説明をお願いいたします。

【事務局】 皆様に事前配付させていただいた資料について、事務局から説明させていただきます。お手元の資料をご確認いただきたいと思います。

まず資料1として「議事次第」です。

次に、資料2として「新宿区自転車等駐輪対策協議会（第2回）議事録」です。なお、この議事録につきましては、修正のご指摘がございましたら、来週の月曜日までに事務局のほうにお申し出ください。来週中旬以降にホームページにアップしようと考えております。

次に、資料3として「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改定）（案）」、および、資料4として「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

(改定) 概要版 (案)」、資料5として、カラーコピーの「民間活用方式による自転車等駐輪場整備」です。本日の資料は以上の5点です。

また、前回の協議会で報告させていただきました「平成24年度新宿区区政モニターアンケート」について、冊子ができ上がりましたので、参考としてご提供します。

以上です。よろしくお願いいたします。

**【山川会長】** では、ただいまから審議に入ります。「総合計画」の中間評価及び計画の一部改訂についてということです。7月の第1回協議会では課題の抽出を行いました。9月の第2回協議会では、区政モニターアンケートなども参考にしつつ、その課題についての対応策を事務局のほうから説明していただき、皆様から広くご意見をいただきました。前回もそうでしたが、その意見を分類していきますと8つほどに分けられます。ルールやマナーのこと、それから、附置義務の見直しのこと、利用料金のこと、一時利用についてどう考えるかということ、自転車走行レーンのあり方、自動二輪車への対応、放置自転車の整理・撤去のやり方等を再検討すること、同じく、放置自転車の保管や処分についても少し考えないといけないというようなことで、8項目、8つの課題があったと思います。

前回もこの点について事務局からの説明があり、ご意見をいただいたわけですが、これらを踏まえて、本日は同じようにして事務局のほうから順次、2つぐらいずつ説明していただきます。

まず最初に1番目として、「ルールやマナーの啓発活動」、2番目として、「駐輪場整備と附置義務の見直し」です。特にこれは民間の力を活用していきたいというのが新しい提案かと思います。まずはこの2つについて説明をお願いいたします。

**【事務局】** では、事務局から説明させていただきます。

資料3の本編、あと資料4の概要版、この2つの資料に基づきながら説明させていただきます。前回までと資料が大きく違うことを初めにお断りいたします。前回、協議会において「文言の整理ができていない」、また「表現を統一するように」というご指摘を受け、あらためて総合計画を事務局で再考しました。その結果、「課題に対して必要な部分を修正する」というまとめ方になった次第です。

先ほど会長からありましたように、8つの課題について2つずつ説明します。

それでは、資料3の本編をお開きください。巻頭文については中間見直しについて説明しています。また、資料3の本編の1ページから9ページまでは文言の修正

及び訂正を行っております。

それでは、8つの課題のうち、まず1つ目のルール・マナーの啓発について説明します。資料3の本編の10ページをお開きください。あわせて、資料4の概要版1ページをお開きください。

本編の計画の見直しの背景には、区政モニターアンケートにおいても、「自転車利用環境に関する区が取り組むべき施策」の設問に対し、区民からの回答の1位が「自転車走行空間の整備」で67.6%、2位が「ルール・マナーの向上」で55.3%という区民要望を受け、前回計画では「ルール・マナーを明確にし、普及や啓発を促すメニューをつくり運用します」としていました。これからは、メニューをつくるという段階から運用を推進する段階に入ったため、計画を、四角い枠の赤字のとおり、「自転車等利用者へ以下のメニューで、ルールやマナーを啓発していきます」と変更しました。

また、区はこれまでルールの啓発にあたり、自転車安全利用五則を中心に実施していることから、10ページ中段の赤字ですが、自転車安全利用五則を説明文に追加いたしました。

また、次のページ、11ページをお開きください。上段にメニューとして、平成23年度から始めた「スタントマンによる交通事故再現の体験型交通安全教室」を追加いたしました。このように、メニューについては赤字の部分を訂正させていただきました。

次のテーマでございます。駐輪場の整備と附置義務の見直しについて説明いたします。本編11ページ、概要版2ページでございます。前回計画では31駅となっていたものを30駅と変更いたしました。これは、都電・面影橋駅を計画策定後に除外したため、1駅減じて30駅としたものです。また、説明文についても、全駅に駐輪場を整備しましたので、残り2駅となりました。ちなみに、残り2駅とは、25年に整備予定の西新宿駅と26年度整備予定の西早稲田駅でございます。

本編11ページの最後に、「他区での事例が見られる民設民営方式による自転車駐輪場の整備について、検討を進めます」と述べています。「民設民営方式」というのを「民間活用方式」と訂正してください。「民間活用」という文言を整備手法として説明文に加えさせていただきました。

ちょっと飛びますが、別紙資料5のカラーコピーをご参照ください。タイトルが

「民間活用方式による自転車等駐輪場整備」の資料です。区は、一時利用のできるコイン式駐輪場をこれからも整備する必要がありますが、区が設置する場合は、機械設置工事費が1台当たり約20万円、また、料金の徴収と巡回などの維持・管理費用が、収益を差し引いても1台当たり2万円から3万円かかります。これに対し、民間活用方式を導入しますと、区が一定期間、民間事業者に土地等を提供する協定を行い、民間事業者が駐輪場の設置工事と運営・維持・管理を行うものです。このことにより、区の財源の支出を伴わずに駐輪場が整備・維持・管理が可能となります。この民間活用方式の駐車場導入について文書を入れさせていただきました。

次に、附置義務です。本編14ページ、概要版3ページをお開きください。附置義務については、より実効性のある附置義務が求められることから、④「附置義務の見直し」、四角枠の赤字のとおり、「地域特性に応じた運用」を計画に追加いたしました。

また、本編15ページをお開きください。上段イの赤字のとおり、「駅周辺の商業地域では、駐輪場の利用実態や地域特性を勘案し、附置義務駐輪場の共同化などの弾力的な運用を検討する」という説明文を追加させていただきました。なお、前回の計画の説明文の中で、ワンルームマンションの駐輪場附置義務について記載がありましたが、ワンルームの駐輪場については、1世帯に1台以上、オートバイ駐輪場は20世帯に1台以上が附置義務として平成20年6月に条例化されたため、削除いたしました。

以上、2つの課題、ルール・マナーの向上と駐輪場の整備と附置義務の見直しについて説明させていただきました。

以上でございます。

**【山川会長】** 一応ここで切りまして、ご質問などを受けたいと思います。

資料は、赤字の部分が修正、あるいは加筆、あるいは削除はないのかな、そういう部分ということです。最初のルール・マナーの点は、資料3の10ページからにかかわる部分ですね。いかがでしょうか。

**【椎名委員】** 説明にはなかったのですが、12ページの中段に、「鉄道駅周辺の自転車駐輪場、整理区画整備目標量に関する考え方」というのがございます。ここで整理区画整備目標量というのはどういう考え方ですか。基本的には整理区画というものは、以前、緊急避難的に仮に整備をしたものだという位置づけだと思うので

す。道路法の改正により、道路上には附属物の駐輪場か占用の駐輪場を整備するような法制になっていますので、これは自転車駐輪場の整備目標数ということだと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

【事務局】 整理区画については、これから基準に合わないので、1回目の協議会のときにもあったのですけれども、整理区画自体は、これからできるものは基準に適合させ、路上自転車駐輪場に移行していくという方針です。ですので、今後後半の計画では整理区画を整備していきません。この表現については不適切なので訂正させていただきます。

【山川会長】 よろしいですか。

【椎名委員】 結構です。

【山川会長】 12ページの四角の中で、「31駅での整備目標量」とありますが、先ほどの説明で「30駅」というのが11ページの枠内にあります。これは駅数的には問題ないのですか。

【事務局】 見直しますので、30駅となります。

【山川会長】 そうすると、12ページの枠内は「30駅」ですか。

【事務局】 「30駅」に訂正でございます。30駅です。

【山川会長】 30駅ですか？

【事務局】 交通企画係長の佐藤と申します。会長のご質問にお答えいたします。

下段に枠で囲っております「整備目標量算出結果」は「31駅」となっていますが、計画の当初に目標を立てたときは都電の面影橋駅の分を入れていました。

当初目標は「31駅」と設定してましたが、平成22年度に新宿区で策定しました「新宿区第一次実行計画」のローリング（事情変更等による見直し作業）の際、都電面影橋駅周辺に設置を計画目標とした駐輪場については、駅周辺に違法駐輪等もないことから整備目標から外してもよいのではないかと判断し、1駅分を外して30駅となっています。当初の目標量としては「31駅」が正しい形なので、表記としてはこのまま残させていただきました。

【山川会長】 当初が31駅であったというようなことは気になる人がいるといけないので。何か文章がつかますか。

【事務局】 次のページに書いてあります。

【山川会長】 13ページの表では、当初目標数が面影橋は「0」になっている。

【事務局】 一覧表の中で、No.28の記載です。

【山川会長】 No.28ですね。

【事務局】 補足説明させていただきます。

13ページの一覧表のNo.28の面影橋駅ですが、目標量としては確かに0件という算定でしたが、区内の31駅の中のカウントには数えさせていただいておりました。整備目標の数値としては31駅から30駅になったとしても、目標台数は変更はないという理解です。

【山川会長】 では、この12ページは修正というほどのことはないということですね。

12ページの上の枠の中は「30駅」ということになりまして、それ以外は、駅数に関しては数字はそのままということですね。

ほかにご意見がありますか。

【井上委員】 このルール・マナーのところに記載されている施設の整備というのは、車の両輪になるような大変重要なことだと思うのです。10ページにある啓発の対象というところに6項目あるのですけれども、当然こういう仕事というのは形に見えないわけですが、お金、予算がかかるわけですが、この6つの対象は、重点というのはどういうふうになっていますか。重点といっても、抽象的にはなかなかわかりにくいのですが、予算的に例えばどこに重点的に使われているのか。おのずから重点があると思うのです。その辺がもしあれば、数字で予算が幾らというふうなことをお聞きしているわけではございませんので、どこが重点なのか、どこが軽いかということが質問の趣旨でございます。

【山川会長】 それは①から⑥までの項目の中で、どの項目かということですか。

【井上委員】 そういうことになりますね。これはどこを対象にしてもおかしいことはないわけで、全部必要なことに決まっているわけなのですけれども、おのずからどこに重点的な、いわば精力的な配分がなされるのでしょうか。

【山川会長】 事務局、いかがですか。

【事務局】 そういう視点で今までも見ていなかったのですが、区としては、小学生の自転車の事故は、乗り始めの小学校2年生、3年生が一番事故に遭われているということなので、これまでも小学校低学年を対象にした交通マナー教室について力を入れています。今後は、ほかの学年の対象についても全て重要なので、平均しながらと言っはいけないのですけれども、全てについて対象を広げて啓発していった

らしいのではないかとということでこのような表記になっています。

【井上委員】 それについては、私、ちょっと意見がございますので、そういう機会が後でありましたら、そのときに申し上げます。今の質問に対しては、一応万遍なくやるということですね。小学校の低学年が中心だけれども、万遍なくというお答えとしてはわかりました。意見はまた別途、申し述べます。

【山川会長】 ②の「五則」の話ですけれども、これはこのままでいいですか。多少の説明が要るということはないですか。

【事務局】 「五則」について、この計画の中で補足説明をしたほうが良いということであれば、余白に表記しておいたほうが効果的だということであれば掲載します。

【山川会長】 私は、説明をつけたほうが良いと思います。脚注とまでは言わないまでも、何かの形で「五則」とはこういうことだというふうに入れたほうが良いように思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

スペースも大したことはないでしょうから、つけていただければよろしいと思います。

【事務局】 では、追記させていただきます。

【山川会長】 それと、先ほど1枚紙の資料5で写真つきで説明がありましたが、この部分は報告書にそっくり入れるわけではないのですね。

【事務局】 今のところは、協議会での資料ということで、報告書には入れません。

【山川会長】 そうですか。その辺についてご意見があればどうぞおっしゃってください。

【事務局】 説明しますと、写真の上の部分が渋谷区の甲州街道側に整備されている民間活用方式によって運営されている時間利用の駐輪場です。その下が自動二輪車の時間式駐車場で、歩道部分を整備し、車道から直に自動二輪車が入れる整備手法です。これは渋谷区の代々木で整備された事例として写真を添付しています。

【山川会長】 11ページの一番下の赤字の「民間活用方式による自転車駐輪場等の整備について、検討を進めます」という2行なのですが、協議会としてはどういう見解でしょうか。資料5を勉強した、参考事例を聞いたと。しかし、これはあくまで事例であって、レポートに盛り込むほどのことはなく、また整備方法のイメージなどについても資料5の一番下には書かれていますね。しかし、これもまだあくまでイメージであって、きちんとした形に詰めたものではないし、また、自治体によって違うよう

な形があるのかもしれない。その辺を配慮して、11ページには2行でとどめたということなのかもしれません。事務局としては、2行にとどめたい、2行で十分だろうということでしょうか。

【事務局】 もしもこの委員会で議論いただいて、こういった制度について取り入れたほうが良いということであれば、もう少し表現を変えた形で掲載させていただきます。

【山川会長】 なるほど。「検討を進めます」ということですね。

部長さんはどんなご意見ですか。

【野崎委員】 みどり土木部長の野崎と申します。ただいまの提案をさせていただいている経緯がございまして、新宿区のほうでは、毎年、自転車対策、いわゆる啓発指導とか撤去とかに対して年間3億3,000万ぐらい用意している状況がございます。一方、駐輪場の使用料であるとか、撤去の保管料などが1億3,000万ぐらい。実質的に2億ぐらいは一般財源を投入しまして自転車対策を進めている状況がございます。今後も自転車対策は区としても重点的な施策として取り組んでいく予定にしておりますが、一方、ただいま申しましたように、かなりの経費がかかっていることも事実でございます。ただいま事務局から説明したように、他の自治体でも、この資料5の最後のほうはちょっとわかりづらいイメージ図になってはいますが、平たく言うと、新宿区がいろいろな手続を踏まえて、鉄道事業者さんであるとか、民地であるとか、国道さん、都道さん、いわゆる道路管理者から駐輪場のできる土地をお借りしまして、民間のメーカーさんであるとか、こういう運営するところに場を提供するから、平たく言えば、自分たちで設置して管理してくださいというものです。それに伴う自転車の駐輪使用料などについては、一定の新宿区の基準に可能な限り合わせていただき、取ってもいいですというものです。このようなシステムを他の自治体で行っているところがございますので、新宿区でも、先ほど言ったようなことを背景に踏まえ、一定のところについては民間の方に積極的にかかわっていただくという方法もあるのではないかと、これを庁内的にも今、議論しているところです。今回、当協議会でもぜひそういったことを盛り込んでいただくと、今後、新宿区が取り組むにあたり、非常にありがたく、ご意見を賜れば、これに向かって取り組めるかなと思います。今回、急遽だったのですが、こういうふうな文言を入れさせていただいて、ご検討いただければというところです。ぜひご議論いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

【山川会長】 かなり積極的に検討を進めたいというお話でした。それであっても、この11ページの2行程度の記載でよろしいですか。

【野崎委員】 引き続きで申しわけありません。やはりまだ、警察さんであるとか、それぞれ土地所有者、管理者の方々と十分議論を経ないといけない部分もございますので、この協議会ではこのぐらいにとどめていただいて、庁内的にまだまだ議論をした上で次の段階に行ければなと思います。もっと積極的にやれというのは実は大変ありがたいところではございますが、協議会としてはこのような表現でいただければ幸いです。

【山川会長】 ということだそうですので、では、このところはこれでよろしいですか。

【安達委員】 ちょっとよろしいですか。

【山川会長】 関連ですね。

【安達委員】 ええ。

ということは、新宿区さんで場所を確保するから、後の運営を民間でやれるところはやらせるという形でよろしいですか。

【山川会長】 整備もですね。

【安達委員】 整備と運営を民間でやるということですか。

【山川会長】 そういうことですね。

【事務局】 そのとおりです。基本的には、土地だけは提供するから、そういう会社のほうで設置・維持管理をやっていただきたいということです。

【山川会長】 土地の提供という意味はどういう場所を意味しますか。

【事務局】 例えば道路上です。あるいは、今ちょっと想定していませんけれども、民地、例えば路外も含めまして、駐輪場の設置が可能な場所があれば可能かと考えています。

【山川会長】 民間の方は土地については無償なのですか。

【事務局】 区としては、これは庁内的にもこれから議論しなければいけないところなのですが、コストダウンするためには無償が良いということもあろうかと思えます。これも判断はこれからなのですが、もしそれで経常黒字になっていくということになりますと、これからプロポーザル等で事業者を決めた場合、そこを支援する形になる部分がありますので、場合によっては一部土地については有償ということも想定されます。有償とする件については、本協議会の場でもまだまだ議論いただく必要がある

かと思えますし、庁内的にもこれから議論することが必要なのかなと考えています。

【山川会長】 ということだそうです。

【安達委員】 有償、無償含めて区のほうで土地は用意するという方針なのですか。

【事務局】 そうです。

【安達委員】 わかりました。

【山川会長】 よろしいですか。

では、先ほどの2項目、ルール・マナー及び附置義務関連はこのくらいにします。

続いて、2つの項目、利用料金と一時利用の扱いについて説明をお願いします。

【事務局】 次の2つ目のテーマ、利用料金と一時利用について説明いたします。

利用料金制度についてですが、本編15ページと概要版4ページをお開きください。

最近増加しています民間駐車・駐輪場の動向を踏まえて、本編15ページ下段の⑥、四角枠内の赤字のとおり、「民間自転車駐輪場の動向等を勘案して」と計画を変更しました。説明文も同様に、「民間駐輪場の動向を勘案し」というような内容で変更しています。

次に、一時利用についてです。本編16ページ上段にある「一時利用」の定義がわかりにくいという指摘を受け、注釈で一時利用とは1日利用と時間利用できる駐車場、駐輪場両方を示すということです。背景としては、区政モニターにおいて利用者の通勤・通学が15%、買い物・遊びが79.6%、営業が5.4%とアンケート結果が出ました。一時利用の区民要望が大きいということを受けています。計画の説明文ではそのような現状を記述するとともに、「一日利用や時間利用のできる駐輪場を増やしていきます」と説明に表記しました。以上が利用料金と一時利用についてでございます。

【山川会長】 では、そこで切って、ご質問のほうをどうぞ。

【井上委員】 こういうふうに一時利用の駐輪場を増やしますとか、いろいろなことを増やしますとか後ろのほうに書いていますけれども、これについては数値目標みたいなものは現段階では考えてはいないのでしょうか。

【山川会長】 いかがですか。

【事務局】 整備目標数としては、前のページの3,360台、10年前に調査したときの新宿区内における目標としている放置台数は変更ありません。その定期利用と一時利用について割合をどのようにしていくのかということについては、区ではまだ具

体的な考えを持っていません。最終的に定期と時間利用の両方を合わせて、12ページの四角の枠のとおり、3,360台ということで、定期を何台、時間利用を何台というふうな分け方をしていませんので、現時点では計画に盛り込めないということになります。

【山川会長】 整備の形は、一時であろうと、定期であろうと変わらない。そして、整備目標台数は当初計画からの変更は無いということですね。一時と定期と内訳的にどうするかというのは数字的に示さない、あるいは示せないのですか。

【事務局】 現段階では示せないです。

【山川会長】 示せないという感じですか。

【事務局】 時間利用、コイン式駐輪場の整備に際し、民間活力を導入した方式ですと、定期利用の整備が難しくなってしまいます。一方では、区民の方で定期利用を求める声がありますので、管理人が張りついている有人の駐輪場についても一定の定期利用分の駐輪場を設置していく方針もあります。ですので、現時点ではその目標数を細かく出すのはちょっと難しいです。

【井上委員】 難しいのはよくわかったのですが、これはもともと5年前につくった計画ですから。5年前につくった計画で、13ページの数値目標で、各駅ごとの整備目標は要はこうなりますと。それはそれで良いのですけれども、今回改定して、例えば一時利用の話があったり、自動二輪車が出てきたりという、いろいろな環境の変化があることで、「取り組みます」と言っているのだけれども、「取り組みます」と言ったことに対する数値目標を今日作れないのならば、いつかは作らないことには計画としてはやはり成立しないのではないかと思います。「今、作れ」と言っているわけではなくて、少なくともこれを向こう5年の間に、新宿区として駐輪場をどのような形にしていくのか。数だけではなくて、今度は質も含まれた形にしていくのかということについて、何らかの形で回答は要るのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

【事務局】 先ほど部長が申しあげましたように、この民間活力を導入した駐輪場をどんどんやっていけということであれば、定期利用を少なくして、できるところから民間活力をどんどん導入して時間式の駐輪場ができます。ただ、これは区の内部で決定したわけではないので、数的に出せないという状況です。現段階、今回の計画ではちょっと難しいかもしれませんが、区の内部では、当然、そういう方式をとった

場合に何台になるかという計画目標数という推測では出てきます。現時点ではまだ検討中ですので、表には出せない状況です。

【井上委員】 では、いつか出すということで議事録に残してください。

【山川会長】 関連ですけれども、その方向として、今後、買い物自転車の駐輪需要が今よりは増えるだろうとか、買い物は短時間利用ですから、その台数をやや大きくする方向が必要なのではないとか、大まかな、大きな方向性のようなことについてもあまりはっきりしたことはまだ言いにくいということですね。場所によっても、駅によっても違うでしょうし。

【事務局】 表現につきましては、先ほど口頭で説明したように、区政モニターアンケートで8割の方が「一時利用の駐輪場を増やしてくれ」との回答でした。

【山川会長】 そうでしょう。

【事務局】 駐輪場へ行っても、定期利用の枠ばかりで、一時利用の使う駐輪場が無いということは、やはり放置自転車を生みますので、そういったことから、表現については、「なるべく時間利用を増やす」という表現にもう少し力を入れた形で表記させていただきます。

【山川会長】 そうですね。

では、先ほどのようなことで、議事録には残すし、本文のほうにも多少加筆があったほうが良さそうだというふうにさせていただきます。

ほかにございませんか。

では、先へ進みます。

次は、自転車走行レーンと自動二輪車のことについて。どうぞ。

【事務局】 次に、2つのテーマ、自転車走行空間の整備、自動二輪車について説明いたします。

自転車走行空間の整備でございます。本編16ページと概要版5ページをお開きください。当初の計画では、「自転車レーンの整備について検討する」と検討までの表現にとどまっていたのですが、現在、国道、都道とそれぞれ自転車走行レーンが整備され、ネットワーク化を推進する段階に入っています。計画目標を本編16ページ、中段四角枠の赤字のとおり、「自転車走行空間のネットワーク化を図ります」と計画を見直しました。また、説明文についても、自転車走行空間の整備進捗や自転車走行空間のネットワーク化の記載について、現状を捉え、説明文を変更しています。前回の協議会

では「説明資料の中で『自転車走行空間』『自転車走行レーン』『自転車・歩行者道』など、用語の使い方を適切にしてほしい」というご意見がございました。「自転車走行空間」と統一し、「自転車走行レーン」には注釈を入れさせていただきました。

次に、自動二輪車についてです。本編17ページ及び概要版6ページをお開きください。区はこれまでも計画に基づき、計画の前期において6カ所で自動二輪駐車を63台分整備してまいりました。民間においても、計画に基づき、東京都道路整備保全公社の補助金等を活用するなど、自動二輪車駐車を整備しています。これからは、設置・整備を官民が連携して実施する段階に入ったため、当初の計画に記載していた、「社会実験により検討する」という説明文は削除いたしました。今回の自動二輪に関する中間見直しは説明文の削除のみで、計画についての文言の変更はございません。以上です。

1件、訂正させていただきます。資料4の概要版の6ページ、(3)の四角の下の「変更理由」というところで、「自転車二輪車駐車場」というのは、「自転車」を「自動」にかえていただけますか。「自動二輪車駐車場」の間違いです。

【山川会長】 この概要版というのは、でき上がった報告書の別冊なのですか。

【事務局】 そうです。本文と対比できるような形で、新旧がわかるような形にさせていただきます。

【山川会長】 それは良いのですが、資料4と資料3は、1冊のレポートの中に前半分の赤い紙のページは概要版でというような関係になるのですか。それとも、これだけが薄い冊子で、概要版が別冊で考えられているのですか。

【事務局】 概要版は別冊で考えております。

【山川会長】 別冊扱い。そうですか。

【椎名委員】 ちょっとよろしいですか。文言の表記についてだけちょっとお伺いをしたいのですが。

16ページの、先ほどの「自転車走行レーン」は赤字で「\*注2」というのが下のほうにありますけれども、これは基本的には「自転車専用レーン」という交通規制の話でよろしいのですよね、という確認です。単に自転車の通る部分を示しているのか、交通規制を行う自転車専用レーンのことを言っているのか、ということです。私は自転車専用レーンのことをここでは書かれているのだと思っているのですが、いかがでしょうか。

【山川会長】 どうですか。

【事務局】 椎名委員のおっしゃるように、自転車走行レーンは、要は視覚分離だけで、いわゆる自転車ナビマークという着色したものだけで、レーンを整備したものという解釈です。

【椎名委員】 では、特別に交通規制を伴わないものも含めてということですか。

【事務局】 そうですね。車道にできるものです。

【椎名委員】 そうすると、この意味合いとしては何か違うような感じがするのです。

【事務局】 車道にできるレーンとしては、視覚分離で行うものと、あと、構造分離できちっとガードレール等で自転車の走行帯を整備するものと2種類あり、両方合わせて、歩道以外に設置する走行空間を意味して、こちらの計画書の説明に入れているわけなのです。

【山川会長】 注2は、「車道の左端の区域を自転車が走行すべきとして指定したもの」ということですか。

【椎名委員】 これ、そのまま読み込むと交通規制の専用レーンという意味合いかなと思います。

【山川会長】 つまり、構造物ではもちろんなくて、ということですね。

【椎名委員】 構造物であれば、自転車道ですね。

【山川会長】 そうですね。

【事務局】 わかりました。では、この表記については、委員と打ち合わせしまして、誤解がないように表記を訂正させていただきます。

【山川会長】 それはぜひお願いします。

【井上委員】 ちょっとよろしいですか。

【山川会長】 どうぞ。

【井上委員】 「自転車走行空間のネットワーク化を図っていきます」と書いてあるけれども、具体的に何をやるのですか。

【事務局】 都道、国道、それぞれ広幅員の道路については、現在、自転車走行空間を整備しようという方針が立っております。それに少しでも接続するような形で、新宿区のほうでも区道についてネットワーク化が図ればということで、将来像を示していこうということです。

【山川会長】 ネットワークということは、「つながっている」という意味でしょうか。

【事務局】 今のところは断続的でも、将来的にはつながるという目標というか、計画を持って整備するという考えです。

【山川会長】 拡張とか拡大、増強などというものともちょっと違う。何か立派なイメージですね。

【井上委員】 その上には「区内の道路の多くは幅員が狭く」と書いてあるのですが、それと整合性がとれていかないような気がするのです。あくまでも広い道路で整備したところにくっつける。でも、ネットワークにはならないでしょう。

【事務局】 大変難しい表現なので、このあたりの表現についてももう一度内部で検討させてください。

【井上委員】 今の事務局の説明を伺うと、「都道や国道は自転車走行空間がきちんとしているけれども、区道はうまくいっていません」、みたいな感じに聞こえてしまうので、そういうことよりは、むしろ区道だろうが都道だろうが国道だろうが、新宿区内において安心して自転車に乗れ、安心して歩行者が自転車と共生するといえますか、そういう環境をつくるということを書いたほうがいいのではないかと思うのです。多分、そちらが区民が求めていることであって、甲州街道はきちんとしているけれども、区道何号線はきちんとしていないということではないと思うのです。区民のリクエストとしては。

【横江委員】 これは単に「自転車走行空間のネットワーク化」という表現がわかりにくいというだけのことではないですか。いろいろなふうにとれますからね。

【山川会長】 そう。非常に多様な読み方を考えるというか。そういう意味では曖昧さが残ってしまう。

【井上委員】 修正していただければと思います。

【山川会長】 どんなふうに書きますか。

【事務局】 「ネットワーク」という言葉がふさわしくないということであれば、先ほど委員がおっしゃるように、歩行者が安心して歩けるような走行空間を可能な限り整備していくというぐらいの内容で、内部でもう一度考えさせてください。

【山川会長】 では、この点はちょっと再検討ということで。表現を含めて、曖昧さをなくして、区民というかユーザーが何を求めているかを意識した上で書き直していただくことにしたいと思います。

では、ほかによろしいですか。

最後に、放置自転車の整理・撤去、保管・処分といったことについての説明をお願いいたします。

**【事務局】** 最後になりました。2つのテーマとその他について説明させていただきます。放置自転車の整理・撤去についてです。本編17ページ、概要版6ページをお開きください。当初の計画を変更する背景として、放置禁止区域については即時撤去が可能です。放置禁止区域以外の住宅地等での放置自転車対策を新たな課題として、その対応策を説明文に追加させていただきました。

そして、最後の課題、放置自転車の保管・処分についてです。本編18ページと、19ページに記載がございます。本編18ページについては、計画と説明文とともに変更がございませんが、これまでの協議会を通じて、保管場所を有効に使い、撤去活動を推進するためには、他区の状況を見て保管期間を見直す検討を前回説明させていただきました。また、放置された自転車等が、一般区民の税金から一部撤去費用を負担するのはいかなるものかという意見を受けました。これにより、次ページの19ページをお開きになっていただきますと、適切な条例の見直しということで、保管期間、条例の第13条、また返還手数料、条例の第14条、第24条の3を追加させていただきました。

以上が8つの課題でございます。

その他としまして、本編18ページには、地域関係者と協働するための仕組みづくりとして、区内4つの交通安全協会を初めとする地域団体を説明文に追加しています。また、本編19ページでは、先ほど説明しました条例見直し項目が記載してあります。

以上でございます。

**【山川会長】** 条例、規則などの変更につながっていくような部分ですので、ご意見どうぞ。

17ページの下には、住宅地など現行条例の放置禁止区域外において放置自転車がある場合困っているケースがあるということです。だから、どうするかということですが、「地域との合同による普及啓発活動を実施するとともに」云々ですが、放置禁止区域の拡大とか、そういうこともこの中には含まれているのですか。「地域との協働」とありますね。

**【事務局】** 放置禁止区域外の駐輪対策については、地域と連携して行うことと、会長がおっしゃるように、放置禁止区域を拡大して即時撤去する方法もございます。また、

今、撤去までの放置日数が継続して7日間ということになっていますけれども、それを3日間に短縮する、またはそれよりもっと短い時間にするなど、さまざまな方法がございます。区の中でまだ方針が決定していませんので、現段階では「検討していきます」という表現で書かせていただければと考えています。

【山川会長】 そうすると、今のご説明は、19ページの条例等の見直しの赤字の部分との関係なのですから、禁止区域の変更とか期間の短縮とか、それは条例、規則事項ですか。

【事務局】 規則になりますので、19ページの条例部分には載っていないのです。

【山川会長】 なるほど。ちょっと細かい話になりそうですけれども、関連でご意見のある方はどうぞ。

【横江委員】 つい先日、10月22日からそういうキャンペーン期間がありまして、私は四谷三丁目ですら撤去する作業を30分ほど見ておりました。本当に大変ですね。あの重たいものを本当にご苦労さまだと思いました。見ていますと、ごく少数の非常に悪質というところとあれですが、そういう人たちによって、放置を許していると広がってしまうという傾向があるように見えますので、さっきご担当がおっしゃられた期間の短縮というのは極めて大きなポイントになるのではないかというふうに思います。それ以前の返還のための費用とか、そういったものは以前に既に申し上げたとおりですが、やはりそういう方向でお願いしたいです。とにかく全体を厳しく縛るという方法はよくないと思うのです。そういうことではなくて、本当に悪質なたちの悪い者については手厳しくやることによって一罰百戒の方向へ行けるのではないか。余り暗くならないでそっちへ行けるのではないかというふうに思いますけれども、いかがなものでしょうか。

【山川会長】 今の19ページに「条例等」と書いてあるのだから。「だから」ということでもないけれども、規則等にもし入れるとすれば、その期間短縮みたいなことをちょっと言及してもいいのではないですか。

【事務局】 わかりました。では、内部で検討いたしまして、該当規則についても検討事項として記載していきます。

【山川会長】 いかがでしょうか。

そうすると、8分類で飛び飛びになったりもしましたけれども、改訂素案というか、案の説明が終わり、ご意見をいただきました。改めていかがでしょうか。概要版も含

めて。

【横江委員】 済みません。先ほどの10ページに戻っていいでしょうか。

【山川会長】 はい。①から⑥。

【横江委員】 私は、このルール・マナーの件というのは、非常に目立たないようだけれども、これは大きな点だと思うのです。幼稚園とか小学生の小さいときに徹底的に「人の迷惑にならない」ということを何とかこの新宿区独特の重点化でできないだろうか。と言いますのは、小学生の低学年ぐらいだと私でも注意できるのです。何度かやったことがあるのです。つかまえて、「こらっ」と言ってやれるのですけれども、相手が中学生以上になりますと、そんなことを注意したら何をされるかわからないから、とてもそんなことはできない。10年、20年ぐらい先のことを考えますと、なるべく年齢がいかないうちにこういう啓蒙というのですか、啓発を、ほかの区ではやっていないけれども、新宿区ではこういうやり方で、長い目で見てやっているという、そういう啓蒙活動の重点と優先順位を明快にしてやっていただくということは、非常に目立たない仕事だけに大変です。これをやったからといってすぐ結果が見えませんが、非常に地味な仕事なのですけれども、やはり重点を明快に、優先順位をはっきりさせてやっていただくということがわかるようにやっていただけたら、長い目で見ると、あのとときのあれがというふうには効果が出るのではないかというふうに思います。

【遠藤副会長】 今の横江委員の話ですけれども、ちょうど⑤に「外国人等への啓発等」とあるのですが、私自身、ある県の外国人が非常にたくさん住んでいる地域で小学校の自転車のマナー教室みたいなものを現地語でやるというのを企画しておりまして、聞きましたら、今、横江委員もおっしゃったように、子どものうちにというのです。警察の方にお聞きしたので、委員の方にもいらっしゃるのですけれども、警察としては中学生以上は補導の対象になるのです。マナーそのものは別に、二人乗りだったり、無灯火だったりということなのですけれども、小学生だと注意してそれでおしまいになってしまうので、逆に抑止力がないということなので、小学校向けに、特に外国人に向けて啓発などをやっていますので、何かお役に立てることがあればご協力してもやぶさかではありませんので、一応、情報提供します。情報提供といいますか、どこでもやりますので。

以上です。

【山川会長】 その外国人の子どもさんというところに意味があるのですか。

【遠藤副会長】　そうです。外国人の子どもで、どういう子どもかという、結局、お父さん、お母さんは外国人で、もちろん日本に住まわれている世帯です。

【山川会長】　日本の小学校に通っているような子どもたちですか。

【遠藤副会長】　外国人がすごく多い地域なので、外国人学校に行っている、そういう人たち、子どもたちは日本のルールも知らない。自転車だけではありませんけれども、一般的に言って日本のルールを知らないで生活してしまっている。その人たちは定住していきますので、先ほど横江委員がおっしゃった話からいけば、非常に若いうちにしつけとか、社会というものを勉強する必要があります。そういう取り組みを今、県警と一緒にやっています。

【山川会長】　幼稚園というのは、自転車のルール、マナーなどの啓発活動の実施内容はどうか。

【事務局】　信号を渡り方とかですね。まだ自転車に乗れないので。

【山川会長】　乗ってはいけなかったか。

【事務局】　それはないと思いますけれども、主には信号の渡り方とか、一時停止といったようなこと、交通標識ですね、そういったことを啓発しています。

【山川会長】　横江委員は重点化ということを強調されたのですけれども、高齢者特有のというのはあるのですか。高齢者の自転車事故などは多いですね。非常に多いと言われていると思うのですけれども。

【事務局】　これまで高齢者の交通安全の教室に何回か立ち会っているのですけれども、自転車の乗り方というよりは、横断歩道を渡らない高齢者が多いということで、そちらの啓発を主に実施しています。広幅員の道路を横断歩道を渡らないで渡っている途中に、車にひかれてしまうというケースが多々あるということですので。

【横江委員】　ちょっとよろしいでしょうか。

　極端に言いますと、横断歩道を渡らずに勝手に渡って事故に遭う高齢者というのは高齢者が悪いわけですか。それは子どもときの教育が悪かったわけですか。従いまして、50年か60年さかのぼらないと間に合わないですね。ですから、さっきの話も、もちろん高齢者を無視していいと言っているわけではありませんけれども、やはり区として全体で何かをなさっているわけですから、おのずから、どこに仕事のエネルギーが重点的に向くかというのは、ものすごく大事なわけですか。全部ばらまけてしまえば、私は高齢者ですから、実を言うと本当に怖いのですけれども、これは、高齢者

のためにそれを教育するというのはもう間に合わないと思いますね。

【大室委員】 外国人の啓発とかは、ご存じのように、私ども、大久保通り周辺に例の  
コリアンタウンがありまして、私の住まいは北新宿三丁目なのですが、住民の4分の  
1、25%が外国の方なのです。これの態度というか、マナーが悪い。私ども、毎週  
土曜日の7時から防犯パトロールをやっているのです。電気をつけないので、「こら  
っ」「電気をつけろ」「気をつけろ」と。相手も若くて体がでかいものだから、「気をつ  
けろ」までは言えるけれども、「この野郎」とまでは言えないのです。日本人だったら、  
「この野郎、電気つけろ」で済んでしまうのですが、外国の方は態度が悪い。私ども  
の町会でも本当に困っているのです。どうしたらいいかなと本当に思いますね。25%、  
4人に1人が外国の方ですから。言い方は悪いのだけれども。昔は、我々の街は屋敷  
町でお屋敷が多かったのですが、今、とんでもない。もう引っ越したいぐらい柄が悪  
くなりましたね。

【野崎委員】 ちょっと関連で。

【山川会長】 どうぞ。

【野崎委員】 今の外国人というくくりでいいのかわからないのですが、確かに、  
日本のルールになじまないというのか、知っていても守らないという方もいらっしゃる  
かもしれません。新宿区では外国の方も大分住んでいるということもあり、区への  
転入時に、いわゆる生活をする1つのマナー、例えばゴミ出しとかですが、外国人向  
けの4カ国語になっているパンフレット等で、いろいろな啓発はしているところ  
です。そうはいつても、皆さんがそれをすぐに守っていただくというわけにはならないので  
すけれども、区の施策として、外国人に対する日本としてのルール、マナーといった  
ところについては、いろいろな機会を捉えてお知らせをしています。

自転車につきましても、先ほど「自転車安全利用五則」の話が出ていましたが、そ  
ういったことについても、日本語だけではなくて、英語とかハングル語とか中国語で  
PRしているところ  
です。もちろん、日本人でもルールやマナーを守らない方はいら  
っしゃいますし、外国人の方でも守っていただく方はいらっしゃいますので、外国人  
というくくりはなかなかできません。しかし外国人の方でルールを守らない方がいる  
ことは事実でございますので、今後もいろいろな場を通してやっていきたいと思っ  
ております。

特に今ちょっと話題に出ました高齢者については、④のところで「高齢者を含む」

というふうにはなっていますが、新宿区では高齢者に対しては高齢者クラブというのが地域ごとにあり、最近ではそういったところや総会とかの場にお邪魔させていただき、事故に遭わないように、という啓発活動を行っています。特に今、横江委員からお話が出ましたけれども、どこまで指導するかどうかというのはあるのですが、横断禁止のところを渡って事故に遭ってという事例などもお話しさせていただき、ちょっと遠くても信号もしくは横断歩道があるところに迂回して安全に渡ってくださいとか、特に高齢者の方は洋服などもやや地味なものが多いので、夕方、反射材だとか明るい色の服装にしてくださいとか、そういった啓発活動もやっています。

長くなって恐縮なのですが、特に新宿区では、毎年77歳以上の方に集まっていたいで敬老会といういろいろお祝いするイベントをやっているところです。敬老会では、区内の4警察署にお願いし、敬老会の合い間に、腹話術であるとか、実際に自転車などでぶつかって危ないといった実演なども所轄署さんに毎年持ち回りでやっていただき、特に高齢者の方には交通安全に注意するように啓発しているところです。

**【山川会長】** ありがとうございます。

つまり、言葉を4カ国語なりにして、読む啓発を新宿区としては努力されているようなお話でしたし、後半の高齢者関連についてもお話をいただきましたが、どうぞ。

**【遠藤副会長】** ちょっと別件になってしまうのですが、よろしいですか。

**【山川会長】** それでは、このあたりはこの程度でよろしいですか。

では、関連で。

**【遠藤副会長】** ちょっと違った切り口かもしれませんが2点ばかりお話しします。

外国人に関してはわからないですが、例えば外国人には外国人なりのコミュニティがあり、そして、日本の地域自治の中で積み上げてきた行政や準行政的なものと全然違うチャンネルというのがあるような気がするのです。それをこういうところで意識するのかどうかというのがあると思います。今、「など」というところに具体的には入っていると思うのですが、そういうものを直接できるようなことが何かあるのかどうか、ちょっと私はわからないのですけれども。そういう話が1つです。

もう1つは、ここに入る話ではないのかもしれませんが、これまでの1回目、2回目の協議会の議論の中で、自転車というものを介し、今回のもうちょっと広い意味でのまちづくりというか、もうちょっと夢のある話も考えていきたいというふうになったときに、今言っている啓発、ルール・マナーだけではなく、そういったことも同じ

チャンネルの中で同時にやっていくべきことだと思うのです。それが、啓発活動の中に入るのか、もうちょっと違うところに入るのかどうか分からないのですが、そういったことというか、姿勢というか、何かどこかの整理の中で入ってくるのかなど。

**【横江委員】** そういう意味では、今、副会長がおっしゃったように、この前のときに私は申し上げただけけれども、この手のことは、本当に明るくて楽しくなければだめなのですね。続かないです。これは行政の方がまいってしまいます。追いかけてこになったりします。そういう意味では今すごく大事なところだと思うのと、もう1つ、私は、言葉は「啓発」なのか「啓蒙」なのかあれですけども、やはり明るく楽しくいろいろなチャンネルでやったほうがいいと思います。

それから、今の外国の問題は、この中で小学生とか中学生とか商店街とかいう話と並べてやるだけではもちろん不十分だと思います。これはおのずから別の切り口、別の視点から見せんと、ちょっと難しいのではないかという気がします。先ほど大室委員がおっしゃったように、我々もあの辺をよく歩いていますけれども、あれはもう全く違いますので。時間と曜日によって違いますけれども、あの辺に行ってみますと、おっしゃることは大変よく想像がつきますが、この協議会の中で語る部分としてはある程度の限界があるなと思います。仕様がなかなというふうに考えます。長々と済みません。

**【野崎委員】** ちょっと済みません。確かに外国人の問題は、我々がやっているというお話を申し上げたのですが、区には多文化共生という分野がございまして、一方で、外国人の方といろいろなコミュニケーションづくりなども行っています。たしかいろいろなイベントも幾つか行っています。私は直接の所管ではないので全て把握しているわけではないのですが、歌舞伎町であるとか、職安通り周辺の公園なども使って時々イベントなどもやっております。そういったところは、確かに今まで関わりを持っていなかったかなというふうにお話を伺っていて思いましたので、今後、確かに明るいといえましょうか、そういういい環境で、無理やり教えるというよりも、こういうことを今後守っていったらもっと楽しくなるよというような感じの、「啓発」という言葉がいいのかわかりませんが、そういうPRもやっていく必要があるのかなというふうにお聞きしていて思いましたので、ちょっと一言申し上げました。今後そういうことを所管とも相談させていただいてPRに努めていく必要があるかなと思いましたので、お話しさせていただきました。

【山川会長】 それでは、椎名さん、別件で。

【椎名委員】 19ページ、説明は特にごさいませんでしたけれども、社会実験のことですが、5番目の「・」のところに「歩行者天国への自動二輪車、自転車の乗り入れ禁止」というふうに書かれておりますけれども、もともと歩行者天国には緊急自動車以外は入れないことになっておりますので、ここは削除するようにお願いします。

【事務局】 わかりました。

【山川会長】 今、区内では3カ所ぐらい歩行者天国を実施していますね。これは、一時的な、日曜の午後とか、そういう形ですか。

【事務局】 新宿通りだけです。日曜日12時から実施しています。

【山川会長】 そうですか。

自転車ももともと歩行者天国は通行出来ないのですね。定義上、歩行者天国は一切、通行出来ないのですね。押しもだめですか。

【事務局】 押し歩きは歩行者の扱いです。

【山川会長】 自転車の押し歩きは一応よろしいのですね。

【事務局】 大丈夫です。歩行者の扱いです。

【山川会長】 歩行者扱いですね。

では、ここの記述は無いほうが良いということで、削除ということですね。

ほかにかがでしょうか。

そうしますと、資料3、4関連でご説明とご意見を一通りちょうだいいたしましたので、議題としては一応1つですので、時間も大分たちましたので、この審議内容をもとに進めたいと思います。つまり、今の作業、この協議会をこれからどうするかということ。連絡事項も含めて、事務局のほうからお願いします。

【事務局】 事務局からの提案です。

総合計画の中間見直しということで、今回お配りました資料3の(改定)について、修正のうえ最終的にはこちらの資料をもとにパブリックコメント等をかけまして決定していくわけですが、その期間、これからどういうふうに協議会を進めていくのかということ。本日の協議会、基本的には修正箇所は多々あると思うのですが、皆さんもお時間等忙しいと思いますので、できましたら、文言の修正等は会長、副会長に一任していただき、会長、副会長の修正のご了解が得られれば、その次に庁内で調整会議に付議し、庁内調整が終わりましたら、議会にかけまして報告し、おおむね

承認をとれましたら、パブリックコメントをかけていきたいという手順で考えております。パブリックコメントについては、区民の方、または区内在学・在勤の方であれば、どなたでもご意見を申し出ることが可能な制度です。そのパブリックコメントを受け、最終的に区で回答を整理し、本総合計画の中間見直し（改定）を決定ということになります。また、パブリックコメント等で計画内容が大きく変わるということであれば、会長、副会長に再度ご相談し、第4回目の協議会を開催していきたいと提案させていただきます。もしよければ、このような形で進めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**【山川会長】** という事務局のご提案ですが、どんなものでしょうか。本日のさまざまなご意見を踏まえて、まず事務局が手直しをすべきところをする。その過程で、必要であれば、我々、会長、副会長にその辺をお任せいただき、全体としての会議は特に開かないで、その辺の手直しをまずしたい。その後で庁内調整とか議会とか手続きを踏んで、パブリックコメントを実施し、そこでの意見反映があつて、本日のものと大分変わってくるようであれば第4回目の協議会を開く。そこまでいかなくても大丈夫だったら、会合としては本日をもって終わりになるかもしれない。そういうことですね。

という事務局の提案でしたが、いかななものでしょうか。お任せいただきまして責任重大ですけれども。

**【井上委員】** であるならば、いつごろパブコメを募ってという大まかなスケジュールだけを一応議論しておいたほうが良いと思うのです。

**【山川会長】** おっしゃるとおりです。

**【事務局】** パブリックコメントは、当初、第1回目では12月を予定していたのですが、このまま調整をしていきますと、少々時間をいただきたいと存じます。お正月も挟みますので、1月下旬から2月上旬を目途にパブリックコメントをかけます。パブリックコメントをかける場合には、議会で報告した時点で、かける前には皆様に報告案ということで資料を送付させていただきます。

**【山川会長】** そして、パブリックコメントが終わって、計画改定ができて上がるのは。

**【事務局】** パブリックコメントは約2週間意見を求めます。それからまとめますので、完成は3月末ぎりぎり想定しています。

**【山川会長】** 平成24年度末ですね。

【事務局】 はい、平成24年度末になります。

【山川会長】 こんなスケジュールですけれども、よろしいですか。

では、恐れ入りますが、そういうスケジュールでお任せいただいて、やらせていただきたいと思います。

そのパブリックコメント後のものを委員の皆様へ送付するのが時期的には平成24年度末に近いころですね。

【事務局】 そうです。また、今回の協議会については任期が2年でございます。来年度も、施策の見直し、例えば地域ルールの附置義務のあり方とか、また制度が大きく変わるようなことがあれば、その都度、協議会を会長名で開催いたしますので、2年間はお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。

【山川会長】 では、そういうスケジュールで今後進ませていただきます。

ほかに何かございますか。

では、これをもちまして、第3回の対策協議会を閉会いたします。皆様、長時間ありがとうございました。

— 了 —